

第23号議案

品川区指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

指定介護予防支援等の事業の人員および運営等に係る基準等を定める厚生労働省令が改正されたことに伴い、基準を見直すほか必要な規定整備を行う。

2 改正の内容 ※新旧対照表 資料のとおり

(1) 医療と介護の連携の強化 (第6条第3項・第32条第14号の2・同条第21号の2)

①入院時における医療機関との連携促進

介護予防支援の提供の開始にあたり、利用者に対して、入院時にケアマネジャーの氏名等を入院先医療機関に提供するよう依頼することを義務づける。

②平時からの医療機関との連携促進

介護予防サービス事業者等から伝達された利用者の服薬状況・口腔機能やその他利用者の状態等について、主治の医師等に必要な情報伝達を行うことを義務づける。また、利用者が医療系サービスの利用を希望している場合等は、これまでも利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めることとされていたが、この意見を求めた主治の医師等に対してケアプランを交付することを義務づける。

(2) 公正中立なケアマネジメントの確保 (第6条第2項・第32条第9号)

利用者の意思に基づいた契約であることを確保するため、利用者やその家族に対して、利用者はケアプランに位置付ける介護予防サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能であること等を説明することを義務づける。

(3) 障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携 (第3条第4項)

障害福祉サービスを利用してきた障害者が介護保険サービスを利用する場合等におけるケアマネジャーと障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携を促進するため、事業者間での連携に努める必要がある旨を明確にする。

(4) その他の改正 (第1条・第6条第4項から第8項・第27条)

厚生労働省令の規定整備に係る改正に合わせ、引用条文・項ずれ等について整備する。

4 施行期日

平成30年4月1日

新旧対照表

○品川区指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）<u>第59条第1項第1号ならびに第115条の24第1項および第2項</u>の規定に基づき、指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるもののほか、指定介護予防支援等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(基本方針)</p> <p>第3条（第1項から第3項まで省略）</p> <p>4 指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、関係する区市町村、地域包括支援センター、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者</u>、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。</p> <p>(内容および手続の説明および同意)</p> <p>第6条（省略）</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、介護予防サービス計画が第3条に規定する基本方針および利用者の希望に基づき作成されるものであり、<u>利用者は複数の指定介護予防サービス事業者等を紹介するよう求めることができること</u>等につき説明を行い、理解を得なければならない。</p> <p><u>3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者またはその家族に対し、利用者について、病院または診療所に入院する必要がある場合には、担当職員の氏名および連絡先を当該病院または診療所に伝えるよう求めなければならない。</u></p> <p>4 指定介護予防支援事業者は、利用申込者またはその家族から申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、<u>第7項</u>で定めるところ</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）<u>第59条第2項および第115条の24第3項</u>の規定に基づき、指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるもののほか、指定介護予防支援等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(基本方針)</p> <p>第3条（第1項から第3項まで省略）</p> <p>4 指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、関係する区市町村、地域包括支援センター、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。</p> <p>(内容および手続の説明および同意)</p> <p>第6条（省略）</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、介護予防サービス計画が第3条に規定する基本方針および利用者の希望に基づき作成されるもの<u>であること</u>等につき説明を行い、理解を得なければならない。</p> <p>3 指定介護予防支援事業者は、利用申込者またはその家族から申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、<u>第6項</u>で定めるところ</p>

新	旧
<p>により、当該利用申込者またはその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。 (第1号および第2号省略)</p>	<p>により、当該利用申込者またはその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。 (第1号および第2号省略)</p>
<p>5 前項に掲げる方法は、利用申込者またはその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。</p>	<p>4 前項に掲げる方法は、利用申込者またはその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。</p>
<p>6 第4項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者またはその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p>	<p>5 第3項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者またはその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p>
<p>7 指定介護予防支援事業者は、第4項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者またはその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類および内容を示し、文書または電磁的方法による承諾を得なければならない。</p>	<p>6 指定介護予防支援事業者は、第3項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者またはその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類および内容を示し、文書または電磁的方法による承諾を得なければならない。</p>
<p>(1) 第4項各号に規定する方法のうち指定介護予防支援事業者が使用するもの</p>	<p>(1) 第3項各号に規定する方法のうち指定介護予防支援事業者が使用するもの</p>
<p>(2) ファイルへの記録の方式</p>	<p>(2) ファイルへの記録の方式</p>
<p>8 前項の規定による承諾を得た指定介護予防支援事業者は、当該利用申込者またはその家族から文書または電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者またはその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者またはその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</p>	<p>7 前項の規定による承諾を得た指定介護予防支援事業者は、当該利用申込者またはその家族から文書または電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者またはその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者またはその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</p>
<p>(苦情処理)</p>	<p>(苦情処理)</p>
<p>第27条 (第1項および第2項省略)</p>	<p>第27条 (第1項および第2項省略)</p>
<p>3 指定介護予防支援事業者は、自ら提供した指定介護予防支援に関し、法第23条の規定により区が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求めまたは区の職員からの質問もしくは照会に応じ、および利用者からの苦情に関して区が行う調査に協力するとともに、区から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行わなければならない。 (第4項から第7項まで省略)</p>	<p>3 指定介護予防支援事業者は、自ら提供した指定介護予防支援に関し、法第23条の規定により区が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求めまたは当該区の職員からの質問もしくは照会に応じ、および利用者からの苦情に関して区が行う調査に協力するとともに、区から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行わなければならない。 (第4項から第7項まで省略)</p>

新	旧
<p>(指定介護予防支援の具体的取扱方針)</p> <p>第32条 指定介護予防支援の方針は、第3条に規定する基本方針および前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(第1号から第8号まで省略)</p> <p>(9) 担当職員は、サービス担当者会議(担当職員が介護予防サービス計画の作成のために、<u>利用者およびその家族の参加を基本としつつ</u>、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者(以下この条において「担当者」という。))を<u>招集</u>して行う会議をいう。以下同じ。)の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができる。</p> <p>(第10号から第14号まで省略)</p> <p><u>(14)の2 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身または生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師もしくは歯科医師または薬剤師に提供するものとする。</u></p> <p>(第15号から第20号まで省略)</p> <p>(21) 担当職員は、利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師または歯科医師(次号および第22号において「主治の医師等」という。)の意見を求めなければならない。</p> <p><u>(21)の2 前号の場合において、担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。</u></p> <p>(第22号から第28号まで省略)</p> <p>以下略</p> <p><u>付 則</u> <u>この条例は、平成30年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(指定介護予防支援の具体的取扱方針)</p> <p>第32条 指定介護予防支援の方針は、第3条に規定する基本方針および前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(第1号から第8号まで省略)</p> <p>(9) 担当職員は、サービス担当者会議(担当職員が介護予防サービス計画の作成のために介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者(以下この条において「担当者」という。))を<u>召集</u>して行う会議をいう。以下同じ。)の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができる。</p> <p>(第10号から第14号まで省略)</p> <p>(第15号から第20号まで省略)</p> <p>(21) 担当職員は、利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師または歯科医師(以下「主治の医師等」という。)の意見を求めなければならない。</p> <p>(第22号から第28号まで省略)</p> <p>以下略</p>